

3 看板等に関するガイドライン

屋外広告物の基準

—基本的な考え方—

屋外における広告物は、それらの設置や管理が無秩序になることがないように適切に規制することで、美しく落ち着いた水際景観の維持、向上を目指します。

景観形成基準

①店舗・遊戯施設・ホテル等の屋外広告物は、形・大きさ・色が目立つだけのものを避け、集約化し統一したデザインとするよう努めます。

②緑が多い地域や住宅街等の地域では、看板等は必要最小限のものにとどめ、環境と調和する落ち着いた色を基調とします。

推奨例



一定のルールのもとで集約化し、統一された広告物。(イメージ)

【解 説】

屋外広告物は、まちに情報や活気をもたらすものですが、派手で目立つだけのものが氾濫する状況を防ぐため、ゾーン別の違いや特性などを考え合わせ、水辺にふさわしい良好な景観形成につながるルールを定める必要があります。

具体的な展開方法

ゾーン別の基本的な考え方と配慮事例

○河口域ゾーン

住環境と共存した統一的で明快なデザイン

○都心域ゾーン

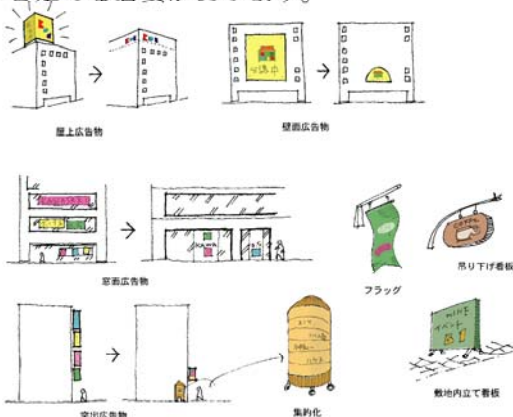
都心の賑わいを演出する優れたデザイン

○多彩域ゾーン

活気を演出しつつも、周囲と調和し秩序が感じられるデザイン

○緑住域ゾーン

落ち着いた色のある田園景観と調和したデザイン



環境と調和する落ち着いた色のある看板。企業色を街の色彩に合わせています。(イメージ)



広告物種別	配慮すべき事項
屋上広告物	原則として屋上広告物、広告塔の設置は控えましょう。
壁面広告物	高層部は極力ビル名称等の最低限のものとし、それ以外の商業広告物等は控えましょう。 建築物と調和した色彩・デザインとし、できる限り「切り文字」式としましょう。
窓面広告物	高層部に設置しないように配慮しましょう。 窓面に店舗等の名称などを表示する場合は直接貼り付けを避け、インテリアサイン等としましょう。
突出広告物 (袖看板等)	高層部に設置しないように配慮しましょう。 できる限り集約化しましょう。
その他の 広告物	フラッグ、のぼり旗、立て看板などは、ゾーン毎の特性に合わせて過剰にならないよう配慮しましょう。 新しいメディアを活用する場合は、賑わいを演出する都心域ゾーンを中心とし、多彩域ゾーンや緑住域ゾーンは、住環境との調和を基本に、点滅する広告物やネオン管の露出する広告物を控えましょう。

サインの基準

—基本的な考え方—

水辺での快適な景観に配慮し、市民が散策・休憩・遊び等を存分に楽しめるよう、水辺へのスムーズな誘導を図り、回遊性を高めるサインの適切な設置を目指します。

景観形成基準

①建築物の位置や方角を知らせる誘導・案内サインは、質の高い共通のデザインにするように努めます。

②まちの由来や多摩川の歴史等を紹介する説明サインの適切な設置に努めます。

③個々のサインを組み合わせ、集約化することで、簡潔で分かりやすいデザインとします。

推奨例

【解 説】

サインは、まちと川との関係を示したり、景観資源の説明をしたり、大切な役割を担っています。水際線を移動し、楽しむ際には欠かせず、簡潔で分かりやすく、共通性があるサインの設置が必要です。



多摩川に設置された簡潔で分かりやすい誘導サイン



歩道空間と一体化したサイン(イメージ)



4 公共施設等に関するガイドライン

橋梁の基準

—基本的な考え方—

多摩川の風景を形づくる橋梁は、水辺に調和するようデザインを工夫するとともに、快適な歩行者空間を創出することで象徴的な景観資源の形成を目指します。

景観形成基準

- ①多摩川に架かる橋梁については、東京都から川崎市に出入りする玄関口として象徴的な景観づくりに努めます。
- ②質の高い橋梁のデザインにするとともに、親しみと回遊性の高い歩行者空間の形成に努めます。

具体的な展開方法

○ランドマークとなる橋梁の美しさを際立たせるように配慮し、多摩川や水際空間に調和した色彩、照明などのデザインに努め、景観面での質的な向上を目指します。

推奨例



大師橋は、川崎の玄関口にふさわしく、美しく洗練されたデザインになっています。

多摩沿線道路の基準

—基本的な考え方—

多摩沿線道路は、交通量の多い幹線道路であるため、潤いの創出や歩行者の安全確保などにより、回遊性の向上を図り、河川空間とまちとの一体化を目指します。

景観形成基準

- ①沿線道路沿いで大規模な集合住宅等を建設する際には、緑化と歩道設置を一体的に進め、沿道環境の改善に努めます。
- ②まちから多摩川の回遊性を高めるため、サインによる誘導や案内板の設置などに努めます。

具体的な展開方法

○沿線道路と河川プロムナードを空間的に一体化する観点から、沿線道路に沿ってセッバック、歩道化、緑化、柔らかなデザインの照明灯設置などの工夫が望まれます。

推奨例



まちから河川プロムナードに行くところに、横断歩道とちょっとしたスペースがあります。

河川管理施設等の基準

—基本的な考え方—

水門・堰等の施設は、河川空間にふさわしい色や素材等を工夫し、その周辺の広場化等を進め、結節点・ランドマークとしての景観保全、活用を目指します。

景観形成基準

- ①水門や堰は、河川内のランドマークとして水辺空間に調和した形態・色彩にするなどのデザイン的な配慮に努めます。
- ②水門や堰のある場所については、その周辺空間を活かした小広場化や緑化などを進め、快適に水辺を楽しめる環境形成に努めます。

具体的な展開方法

○水門・堰は、多摩川における重要な景観資源、モニュメントであることから、派手な色や極度に暗い色を避けるようにします。

推奨例



二ヶ領宿河原堰のたもとには、二ヶ領せせらぎ館が整備されています。

河川敷等の基準

—基本的な考え方—

市民に身近で緑豊かなオープンスペースとして開放し、魅力的で楽しめるレクリエーションの場としての活用を目指します。

景観形成基準

- ①スポーツや散策、花づくり、川とのふれあい学習などの場としてレクリエーション利用を図ります。
- ②桜並木、歴史遺産、八景・50景などは景観資源として保全、活用する形で、将来に渡って継承していきます。

【解 説】 河川敷等の利用については、「川崎市多摩川プラン」に基づいて実施していくものとします。

1 良好な景観形成を推進する誘導手法

本ガイドラインをきっかけとして、市民や事業者などが多摩川に関する景観への関心を高め、関係者の合意形成を図ることができれば、次のステップとして様々な景観施策の活用や市民活動に発展していくことが考えられます。

○地区計画

都市計画法が根拠で、住民のまとまりがある街区単位をベースとしたまちづくりルールです。定めることができる内容は、建築物等の用途や高さの制限、形態または色彩その他の意匠の制限などがあります。

○景観法に基づく主な手法

景観重要公共施設：市の骨格を形成する都市拠点や景観軸などの構成要素である公共施設など、市の良好な景観形成を実現するために、特に重要な公共施設を管理者の同意を得て指定し保全する制度です。

景観重要樹木：地域の自然、歴史等からみて景観上の特徴を有し、誰もが眺めることができる樹木を、所有者の意見を踏まえて指定し保全する制度です。

景観協定：一団の土地の所有者や借地権者の全員の合意により、当該土地における良好な景観の形成に関する協定を締結する制度です。

景観地区：市街地の良好な景観形成を図るため、都市計画に定めた地区で、特に積極的な景観誘導を図る場合に指定します。

○都市景観形成地区

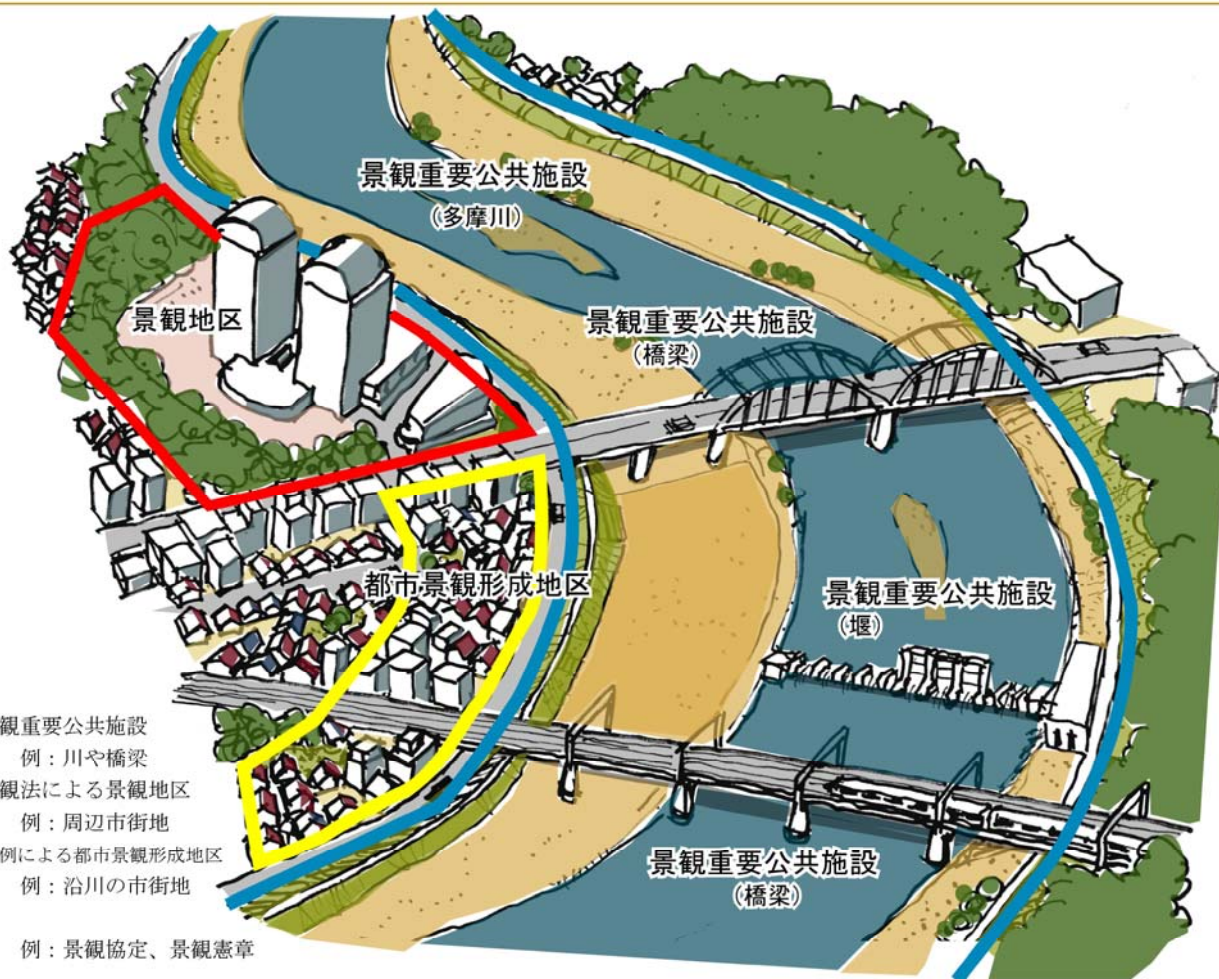
本市の都市景観条例に基づき、川崎らしい特色のある地区、商店街や住宅地で地元の気運が高まっている地区などを指定し、景観形成の方針や基準を守っていく制度です。

○建築協定

建築基準法が根拠で、住宅地としての良好な環境を保全するなど、地域住民の合意形成により、建築基準法の一般の基準以上の制限を定め、その内容を市長が認可する制度です。協定締結後は、地域住民が基準の運用やまちの点検などを行っています。

○任意の街なみ協定、憲章等

法律に基づかない、地域住民の任意のルールです。地域の実情に応じた様々なルールを住民の合意の熟度に応じて定めます。



景観施策の例

景観法による景観重要公共施設

例：川や橋梁

都市計画法・景観法による景観地区

例：周辺市街地

川崎市都市景観条例による都市景観形成地区

例：沿川の市街地

任意的な協定

例：景観協定、景観憲章



2 景観計画との関わりと運用イメージ

川崎市景観計画は、景観法により川崎市全域について、良好な景観の形成を促進するために景観形成方針や行為の制限に関する事項などを定めています。

景観形成方針では、本市の景観特性を踏まえ、効率的、効果的に施策を進めるために、景観の骨格として7つの「都市拠点」、5つの「景観軸」、4つの「景観ゾーン」を定めています。

今後は、こうした景観の骨格を中心に施策の展開を図りますが、多摩川はこのうちの「景観軸」として位置づけがなされています。また、具体的な推進策として本ガイドラインの策定が掲げられており、その積極的な運用が重要となっています。

3 沿川自治体や国等との連携

多摩川沿川の景観は、本来対岸と一体的に捉えるものであるため、周辺自治体と徐々に連携、協力する仕組みを生み出していく必要があります。また、その際には、国土交通省京浜河川事務所及び多摩川流域協議会との連携、協働が重要になります。

4 ガイドラインの様々な運用

多摩川沿川市街地で想定される様々な建築物の更新や改修、土地利用転換等の契機を捉え、積極的にガイドラインの運用を図っていきます。

① 大規模で一体的な再開発の場合

一定規模以上の再開発の際は、地区計画制度等を活用して良好な環境を確保することが望めます。地区計画では、建築物の色彩や形態、高さ、壁面の位置などを定めますが、そのルール化の際の指針として、ガイドラインの活用が考えられます。

② 単体の大規模建築物等整備の場合

都市計画の規定の高さを超えたり、延べ面積が10,000㎡、最も長い壁面の長さが70mを超えたりする場合等の大規模建築物を建築する場合は、景観上、周辺部への影響が大きいことから、景観法による「川崎市景観計画」を根拠として、市に届出が必要となります。その際に、ガイドラインの運用について事業者と協議を行います。

③ 公共事業の場合

道路や橋梁をはじめ、河川や公園・緑地などの公共事業については、ガイドラインを積極的にPRして運用を促し、早い段階で公共施設管理者との協議・調整を行います。また、関係機関が多くあることから、連携の強化を図ります。

④ 一般建築物等の建替えの場合

ガイドラインは、沿川における魅力や個性を活かしたまちづくりを時間をかけながら推進する側面があります。従って、ガイドラインの主旨を理解していただき、戸建などの小規模建築物や共同住宅などの中規模程度の建築物や工作物などについても、積極的に運用していきたいと考えています。



5 成長し続けるガイドライン

多摩川とまちが響きあう水彩景観を守り、創り育もう！！

常に見つめ、成長しつづけるガイドライン

地域住民・事業者・行政の協働により成長

「個別の建築行為においてガイドラインに配慮し、景観づくりを進める。」

地域ごとの景観まちづくり、重点地区の設定等により成長

「地域の実情に応じた展開を図り、ガイドラインの実効性を向上する。」

Plan. Do. Check. Actのサイクルで成長

「運用を重ねる中で、ガイドラインの修正・充実を図る。」

ガイドラインは、地域住民、事業者、行政相互の協働により、景観に配慮した建築行為や開発行為を一つずつ実現し、その積み重ねで「多摩川とまちが響きあう水彩景観」を守り、創っていくものです。

また、ガイドラインは、地域ごとの身近な景観まちづくりや、重点地区での詳細な基準づくり等により、今後もさらに発展していきます。こうした、具体の地域に即したルールづくりを進める中で、ガイドラインの実効性を高めていくとともに、ガイドライン自身に描かれている内容に関しても、PLAN（事前相談、計画づくり）、DO（建築、開発の実現）、CHECK（評価、検証）、ACT（見直し、改善）を繰り返し、成長し続けることを目指します。



KAWASAKI CITY

川 崎 市

まちづくり局計画部 景観・まちづくり支援課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL: 044-200-2707 FAX: 044-200-0984
E-mail: 50keikan@city.kawasaki.jp

平成20年3月作成